

**施策の柱(1)誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる**  
**差別の解消及び権利擁護の推進**  
 ~ 障害を理由とする差別の解消の推進 ~

**現状と課題**

建物・公共交通機関の利用、医療、教育、福祉サービスなど、さまざまな場面における障害を理由とする差別や障害のある人に対する虐待はあってはならないことであり、この解消、防止に向け、県、市町村、事業者などが一体となり取り組む必要がある。

**H30年度の取組**

- ・ 障害者の身近な所での障害を理由とする差別や心のバリアをなくすため、県政出張講座を地域や職場へ積極的に出向いて実施する。
- ・ 障害者に配慮のある「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」を、飲食業や宿泊業など障害者の日常生活に関わる事業所を中心として、全県下に広める。
- ・ 障害者に寄り添いながら相談支援を行う「障害者差別地域相談員」に対し、支援に必要な研修内容の充実や他の相談機関等との連携強化などにより、相談支援体制の更なる充実を図る。
- ・ 障害者団体や事業者団体等からなる「障害者差別解消支援ネットワーク会議」では、障害者差別に関する情報共有を基に事例研究を深めるとともに、広く情報発信していく。
- ・ 障害者週間や精神保健福祉普及運動期間等を中心とした啓発活動を、県、市町村、障害者団体や事業者団体など、県民や事業者と一体となって推進する。

**施策の柱(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する**  
**雇用・就労・定着に向けた支援**  
 ~ 障害者を生かす農福連携を推進 ~

**現状と課題**

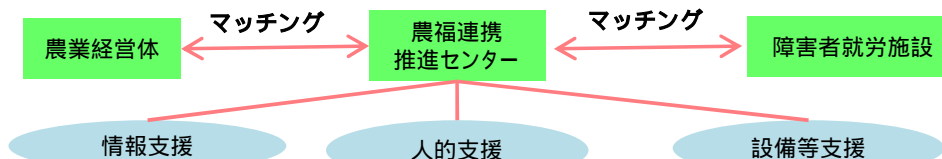
障害者就労継続支援B型事業所の平均工賃月額額の向上を図るため、障害のある方の新たな職域として農業分野の開拓を推進する必要がある。

農福連携推進センターの設置

**H30年度の取組**

- ・ 福祉と農業のマッチングを推進
- ・ 農業に取り組む意欲ある障害者就労支援施設等に人的・物的・技術的支援を実施
- ・ 農業に取り組もうとする障害者就労施設等の初期投資に係る補助

**次世代型農福連携パワーアップ事業**



**施策の柱(2)望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす**  
**保健・医療の充実**  
 ~ 精神・身体合併症患者に対する医療提供体制の整備 ~

**現状と課題**

身体科における重篤な精神症状への対応及び精神科における身体疾患対応の困難性から、受け入れに時間を要したり、他院での治療や転院が円滑にできない事例などがある現状を踏まえ、重症度の高い精神・身体合併症患者への適時・適切な医療の提供体制を整備する必要がある。

医療機関の相互連携体制の整備

**H30年度の取組**

- システム整備・運用のための基準等について、「精神・身体合併症患者医療提供体制整備検討会議」により具体的に検討
- ・ 対象患者の状態像、基準の明確化
  - ・ 受入、連携手順の明確化
  - ・ 転院、帰因基準の明確化
  - ・ 人材確保、充実対策のあり方検討
  - ・ システムの円滑な運用、再評価等の検討

**施策の柱(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する**  
**文化芸術活動・スポーツを含む社会参加への支援**  
 ~ 芸術文化普及支援事業 ~

**現状と課題**

障害者の芸術文化活動については、これまで障害者芸術・文化祭や障害者文化展の開催など力を尽くしてきたところであるが、2020東京オリンピックパラリンピックを契機に全国的に芸術文化活動を推進する動きがあり、本県においてもアールブリュットなど、新たな芸術分野への取組が進みつつあり、新たな活動の場の創出や支援を行う人材の養成を進める必要がある。

**H30年度の取組**

- ・ 障害者芸術文化活動のすそ野の拡大を図るため、新たに芸術文化活動に取り組もうとする障害者や支援者に対する相談支援、ネットワークの形成を担う支援コーディネーターを設置
- ・ 芸術文化活動を支援する人材育成のための研修会の開催
- ・ 県内各地の美術館等で障害者が製作した作品を展示する、参加型の展示会を開催

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

障害福祉サービス等の概要(H30.4～)

H30.4月に新設するサービス

サービス等の種類		事業所数	対象者	サービスの概要	財源 (負担割合)	自己負担	
障害者総合支援法	訪問系	居宅介護	124	障害のある人	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等	国 2/4 県 1/4 市町村 1/4	利用者自己負担額は所得に応じた負担上限額が設定される。障害児支援については、サービスを受ける児童の保護者の所得により負担上限額が設定される。 所得区分と負担上限額 ・生活保護 0円 ・低所得1 0円 ・低所得2 4,600円 ・一般1 9,300円 ・一般2 37,200円
		共生型居宅介護	-				
		重度訪問介護	124	重度の障害があり常に介護が必要な人	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動援助などを総合的支援		
		共生型重度訪問介護	-				
		同行援護	32	重度の視覚障害により移動が困難な人	外出時に同行して移動の支援		
		行動援護	28	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人	行動時に、必要な支援や、外出時の移動の補助など		
		重度障害者等包括支援	-	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人	居宅介護などの障害福祉サービスの包括的な提供		
		就労定着支援	-	就労支援により一般就労した人と家族	日常生活上の問題に対する相談などの支援		
		自立生活援助	-	一人暮らしに移行した人	自立した生活を営む上での助言や相談などの支援		
	日中活動系	生活介護	78	常に介護が必要な人	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等や創作的活動などの機会提供		
		共生型生活介護	-				
		自立訓練(機能訓練)	2	障害のある人	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練の実施		
		共生型自立訓練(機能訓練)	-				
		自立訓練(生活訓練)	15				
		共生型自立訓練(生活訓練)	-				
		就労移行支援	42				
		就労継続支援(A型)	21	一般企業等での就労が困難な人	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施		
		就労継続支援(B型)	100		雇用契約を結ばない就労及び生産活動の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練実施		
		療養介護	2	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等の世話		
		短期入所(福祉型)	51	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間の入所を必要とする人	自宅で介護をする人が病気などの場合、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等 福祉型(障害者支援施設等において実施) 医療型(病院、診療所等において実施)		
共生型短期入所(福祉型)	-						
短期入所(医療型)	4						
共生型短期入所(医療型)	-						
居住系	共同生活援助(グループホーム)	80	地域で共同生活を営む人	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助			
	日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)	-	重度の障害のある人	日中及び夜間において入浴、排せつ、食事等の介護などの援助			
	障害者支援施設	29	施設に入所する人	夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等			
児童福祉法	障害児支援	児童発達支援センター 児童発達支援	24	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等 対象者: 就学していない障害のある児童		
		共生型児童発達支援	-				
	放課後等デイサービス	67	就学児	授業の終了後又は休業日に通い、社会との交流の促進、生活能力の向上のために必要な訓練等 対象者: 就学している障害のある児童(幼稚園・大学を除く)			
	共生型放課後等デイサービス	-					
	保育所等訪問支援	5	障害児	専門職員が保育所等を訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等 対象者: 保育所や幼稚園、小学校等に通う障害のある児童			
	居宅訪問型児童発達支援	-	障害児	重い障害などにより通所することが難しい児童の居宅を訪問して訓練等を実施			
	医療型児童発達支援センター 医療型児童発達支援	1	医療の必要な未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等の実施 対象者: 就学していない肢体不自由がある児童			
	福祉型児童入所施設	1	施設に入所する障害児	保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設 福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。			
	医療型児童入所施設	2	医療の必要な障害児で常に介護が必要な人				